

介護保険システム等標準化検討会  
ベンダ分科会（第1回）  
令和4年11月2日 【資料3】

# 介護保険システム等標準化検討会 第1回ベンダ分科会

## 適合性確認の対象となる 版数と時期について

令和4年11月2日  
事務局提出資料

# 改版と適用時期に関するご意見等を踏まえた確認事項

適合性確認は基準省令で行うと想定されるが、標準仕様書ベースで記載している。また、自治体の調達は時期により対応版数は異なると想定される。

No	ご意見・ご質問の内容	確認事項
1	<u>介護保険法の改正等があった際、都度標準仕様書の改訂及び情報提供が即座に行われるのか</u> 教えていただきたい。	○ <u>令和7年度までに対応すべき版数</u>
2	(R4年度第1回検討会時点のご意見) 2022年8月末に第2.0版が発出される予定ですが、 <u>標準仕様書への準拠(適合)としては、2023年3月末に発出予定の第2.0版の改定版までの取込みが必須条件になるという考え方でしょうか。</u>	・1.0版、1.1版 ⇒適合性確認の対象外でよいのか
3	<u>制度改正の対応について、機能要件や連携要件の対応時期(対応期限)の考え方を整理していただきたい。</u> 例)機能要件や連携要件は対応期限を制度施行日までとする など また、制度改正に伴い、機能要件が修正・変更された場合に、 <u>いつ時点で改正後の内容に切り替えるのか。</u> といった点が懸念される。 切替を想定すると、システムとしては、 <u>制度改正前後の機能を搭載し、段階的に切り替える等も必要があると考えられる。</u> その点も踏まえた基準や指針を明確にいただきたい。	・2.0版 ⇒適合性確認の対象でよいのか、ただし2.1版を実装すれば適合性確認の対象外となるのか
4	【はじめに】に、「自治体システム標準化に関する資料は一通り出そろった状態であるとされております。」との記載がありますが、 <u>データ要件・連携要件標準仕様書各論は初版であり今後大きく内容が変化する可能性も考えられます。</u> また <u>介護保険システム標準仕様書についても、市区町村から意見に対する継続課題や検討事項が残されており、標準化対応業務間での横並び調整が予定されております。</u> 標準システムへの切り替え時期(2025年度)を考えると、 <u>情報が出そろう問題なくシステム開発が実施できる、標準システムへの移行が滞りなく行える、とは言い難い状況</u> です。課題が多く残され、切り替え期限までに間に合うかどうかという状況の中で、市区町村や開発ベンダーは標準化の取り組みを進めている状況です。 懸念事項や課題を把握することは、重要ですが、 <u>これまでに把握済みの懸念事項や課題の解決策を早く提示していただきたい(次回改版では提示していただきたい。)</u> 。標準システムへの切り替え時期直前に解決しても、 <u>システム対応できるとは限りません。</u> <u>スケジュールが大きな課題</u> です。 <u>スケジュールありきではなく、標準化が実現可能な切り替え計画へと見直していただきたい。</u>	・2.1版(3月公表予定) ⇒公金口座、サブユニット対応等の必要要件があるため適合性確認の対象でよいのか
5	標準仕様書の改定は将来にわたりすべての自治体で必要になる物に絞る方針としてほしい。	・3.0版(令和6年度制度改正対応版を想定、公表時期は今後調整) ⇒制度改正対応版であるため適合性確認の対象でよいのか
6	現状、版改定が多く、選択肢にある <u>標準準拠システムへの対応完了の定義が分からないため、標準準拠対応完了時期については「検討中」と</u> させていただいております。現行自社ユーザの切替時期を参考に、令和7年度までに複数回の標準仕様対応版のアプリリリースを計画しております。 <u>[今後出される条件を満たす計画(令和7年度以降含め)が立てられれば、令和7年度時点で全ての基準を満たさなくても、標準準拠システムへの対応は行うことが出来る]等、柔軟な基準が設けられれば、まずは、現行自社ユーザについては令和7年度までに概ね標準準拠対応が行える</u> と考えています。	・P3に改定の基本的考え方が示されているが今後の調整となる
		○ <u>版数毎の対応時期</u> ・P2、4に記載の事項について今後の調整となる

# (参考) 地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についてのバージョン管理方針

## 5. 標準仕様書のバージョンアップのためのスケジュールの作成

### (1) 機能要件標準仕様書

- 機能要件標準仕様書の変更は、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年〇月。以下「基本方針」という。）5.1.2に基づき行う。
- 基本方針 5.1.2.1 及び 5.1.2.2 に規定するスケジュールには、次に掲げる時期を記載する。
  - ① 機能標準仕様書のバージョンアップ案を地方公共団体や関係する事業者、関係府省に意見照会を行う時期
  - ② 機能標準仕様書のバージョンアップを公布する時期及び施行する時期
  - ③ 全体バージョン管理のバージョンアップを公布する時期及び施行する時期
  - ④ バージョンアップをした機能標準仕様書に準拠する標準準拠システムを地方自治体が利用開始する時期
- 制度所管府省は、機能要件標準仕様書のバージョンアップを完了した場合には、速やかにデジタル庁に報告をするものとし、デジタル庁は、3. に示すとおり、全体バージョン管理のバージョンアップを行う。

### (2) 共通標準仕様書

- 共通標準仕様書の変更は、基本方針 5.2.1 に基づき行う。
- デジタル庁及び総務省は、共通標準仕様書のバージョンアップが必要な場合は、速やかに制度所管府省と協議し、共通標準仕様書のバージョンアップのためのスケジュールを作成する。
- 当該スケジュールは、機能標準仕様書のバージョンアップのためのスケジュールと同様の項目を記載する。
- デジタル庁及び総務省は、共通標準仕様書のバージョンアップを完了した場合には、3. に示すとおり、全体バージョン管理のバージョンアップを行う。

改定スケジュールには、機能要件と共通のそれぞれについて、以下を記載することとなっている。

- ・ 公布時期
- ・ 施行時期
- ・ 自治体利用開始時期

## 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方①

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方自治体及びベンダーの予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理することとしてはどうか。
- また、標準仕様への適合性確認や、標準準拠システムの開発等に時間を要することから、そもそも、制度改革の検討を開始する際に、制度改革の適用時期等についてデジタル庁に情報共有するよう努めるなど、地方自治体における標準準拠システムの現実的な利用開始時期を念頭に置いた対応を行うべきではないか。

### <基本的な考え方（案）>

令和6年度制度改革等が該当する  
改版された標準仕様書の公表時期は別途調整

- ① 制度改革を契機として見直しを行う場合は、原則として見直しの適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表する。  
ただし、制度改革が毎年行われる事務等については、別途の反映方法により行うこととし、デジタル庁と制度所管府省とで調整する。
- ② 機能要件について、制度改革以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。  
ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。
- ③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として行う。
- ④ 上記の見直しに伴う関係者の調整を円滑に行うため、見直し内容の仕様書への反映の基準日を年に数回設ける。  
（例 前期分：8月31日、後期分：1月31日）
- ⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、ベンダー等との認識共有を図る。

制度改革以外の契機見直しは原則なし

## 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方②

- 2022年度においては、各業務において標準仕様書の改版が予定されていることから、以下のような取扱いとしてはどうか。

### <2022年度における取扱い（案）>

- ① 2022年8月までに策定された仕様書において、2022年8月の時点で今後の検討とされている内容については、当該検討内容に係る制度所管府省は、年内にその見直しの見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に当該見直し内容を反映した仕様書を公表する。
- ② 指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、年度内を目途に、集中的に点検を行う。（デジタル庁、指定都市及びベンダーを構成員とする検討会を立上げ予定。標準仕様書の具体的な改善提案をとりまとめ、制度所管府省に提示し、標準仕様書へ反映。）
- ③ 機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。
- ④ データ要件・連携要件及び共通機能要件に係る実装・運用に関する課題について、デジタル庁は制度所管府省の参画のもと、年内にその見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に課題の整理結果を公表する。
- ⑤ 上記取組を通じて、デジタル庁は、2025年度末時点で機能要件、データ要件・連携要件及び共通機能要件について、標準準拠システムが満たすべきバージョンを確定させる。

この部分